

市川市自立支援協議会の運営に関する要綱

市川市地域自立支援協議会設置要綱（平成20年2月4日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき本市に設置する市川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営については、自立支援協議会の設置運営について（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「自立支援協議会設置運営要綱」（第2の2及び3並びに第4を除く。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（構成メンバー等）

第2条 協議会の構成メンバーは、次に掲げる者とし、その合計人数は、25人以下とする。

相談支援事業を行う者

障害者にサービスを提供する事業を行う者

障害者の就労を支援する活動を行う者

障害者団体の推薦を受けた者

障害者の権利擁護に関する事業を行う者

障害児の支援を行う者

その他市長が適当と認める者

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

3 市長は、協議会の構成メンバーについて、2年ごとに見直しを行うものとする。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し協議会への出席を依頼することができる。

5 第1項に規定する構成メンバーは、協議会に出席することにより知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成メンバーでなくなった後も同様と

する。

(事務)

第 3 条 協議会の事務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。